

【後見支援預金特約】

2020年7月1日 現在

後見支援預金（以下「この預金」という）は当行普通預金規定および預金等共通規定（以下あわせて「規定」という）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「この特約」という）に定めるところにより取扱います。

1. 【利用対象者】

- (1) この預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の成年（未成年）後見人（以下「後見人」という。）に対し、家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとしします。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、別途届出のある預金者の後見人が行うものとしします。
- (3) 後見人は、預金者のために必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとしします。
- (4) 後見人は、この預金の口座を開設するにあたり、当行に対し、当行所定の手数料を支払うものとしします。

2. 【取扱店の限定】

この預金の口座開設は、当行の本支店（除く出張所、代理店、ネット支店）を窓口としてお取扱致します。

ただし、口座開設後のこの預金に係る取引は、口座開設店のみを窓口として取扱うものとしします。

3. 【取引方法に係る特約】

- (1) この預金は、後見人が指示書を添付のうえ、当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとしします。
 - ①この預金の口座開設
 - ②この預金への追加預入
 - ③この預金からの払戻し
 - ④この預金からの定期定額送金の設定および変更
- (2) 前項にかかわらず、指示書に記載された有効期限の経過、その他合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

4. 【自動振込サービス】

前条第1項第4号に基づくこの預金からの定期定額送金については、「かぎん自動振込サービス」によるものとし、別途当行が定める「かぎん自動振込サービス取扱要領」が適用されます。

5. 【届出事項に変更があった場合の取扱い】

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行にただちに連絡のうえ、所定の手続きを行うものとしします。

この手続きが遅れたために生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ①通帳または届出の印章の喪失：【後見人】
- ②預金者の住所、その他の届出事項の変更：【後見人】
- ③後見人の選任および資格喪失：【後見人】
- ④後見人の印章、住所その他の届出事項の変更：【後見人】
- ⑤預金者の死亡の事実：【後見人または預金者の相続人】
- ⑥預金者の後見開始取消審判の確定：【預金者または後見人】
- ⑦預金者が未成年であった場合、成年となった事実：【預金者または後見人】

6. 【各種お取引制限】

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- ①キャッシュカードの発行
- ②ATMの利用
- ③インターネットバンキング等の利用
- ④この預金口座からの各種料金等の自動支払い

7. 【解約に関する特約】

(1) 後見人がこの預金契約を解約する場合は、指示書とともに通帳を持参のうえ、当行にお申し出ください。ただし、次の各号に該当する場合には、指示書を提出する必要はなく、また各号に定める者が解約の手続を行うものとしします。

- ①預金者が死亡した場合：【預金者の相続人】
- ②未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき（前号に該当する場合を除く。）：【預金者】
- ③この預金口座の残高が、第3条第1項第4号により設定した1回の定期定額送金の金額に満たなかったとき：【後見人】

(2) 次の各号に該当する場合は、当行はこの預金の解約をできるものとしします。

なお、本項による解約を行った場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくことがあります。

- ①預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となった場合
- ②この預金口座の残高が、第3条第1項第4号により設定した1回の定期定額送金の金額に満たなかった場合
- ③裁判所による「指示書」に基づく場合
- ④預金等共通規定第9条第2項ないし第4項に定める預金の解約を行う場合
- ⑤法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

8. 【適用条項】

(1) この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとしします。

(2) この特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとしします。

(3) この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当行と協議のうえ決定します。

9. 【特約の変更】

- (1) この特約は、法令の変更その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上